

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

# 名古屋北部民商ニュース

2018年10月8日(月)発行

No.299

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 拡大リニューアルの当番 拡大ニュース見て役員が奮起 会員訪問で婦人、共済を拡大



**西支部・宮内支部長 黒川支部・井浪副会長 事務局と会員訪問**

9月22日午後、今年の支部総会で支部長になった西支部の宮内さんと松原事務局長で会員を訪問。Mさん(花屋)に婦人部と共済会に加入してもらいました。

24日夕方には井浪副会長と沢田事務局長で黒川支部の会員を訪問。パソコン簿記教室に参加しているMさんが共済会に加入しました。

### 拡大ニュースみて

### 商工新聞を拡大

守山東支部の中水流常任理事(拡大推進員)は、26日発行の『秋の運動ニュース』を見て奮起。「知り合い2人に商工新聞を拡大したよ!!」と事務所にはFAXを送ってくれました。

### 2回目の当番も

### 10ポイント達成

秋の「拡大リニューアル」2回目の当番日までに、婦人部役員が会員訪問で部員を拡大、拡大推進委員の中水流常任理事や伊神会計が商工新聞を拡大するなどの奮闘で10ポイントを達成することができました。

### 入会の決め手は

### 会員からの紹介

民商に入会するときの「決め手」は、会員・役員からの『紹介』です。知り合いの業者に「どんな相談も、まず民商へ」の声をかけましょう。秋の運動で増勢にできるようDMやチラシも準備しています。

民商に新しい仲間をたくさん迎え、消費税増税ストップなどの要求を実現する『力』を大きくしましょう。



## 中小企業法務プラス!ワンポイント

### ～ 事業の話⑧ 消費者問題 ～

消費者契約法の改正案が国会で審議されています。恋愛感情につけこんだ「デート商法」や、不安につけこんだ「靈感商法」等の不当な勧誘による契約を取り消せるようにする内容です。法案には若年層を意識した「社会生活上の経験が乏しい」との文言が書かれていますが、国会審議の中で、年齢にかかわらず適用される、という点が確認されています。

さて、消費者を保護する制度といえば、特定商取引法のクーリングオフ制度もあります。訪問販売や継続的役務提供契約など、不意打ち的な取引や、あるいは複雑な契約内容である場合、よくわからず契約してしまいがちです。そのため、一定の種類の契約については、一定期間のうちであれば無条件で解除することが認められています。

このような消費者契約法に基づく契約の取消や、特定商取引法のクーリングオフ制度が使えるのは、「消費者」とされています。そのため、個人事業者はこれが一切使えない、と考えてしまいがちなのですが、それは誤解です!

たしかに、「事業のため」の契約であれば、「消費者」としての契約とはいえません。しかし、個人事業者の場合、自宅兼事務所になっていることも多いです。そのため、たとえば電話機のリースや、パソコンや消火器を購入する場合などについては、「個人」として契約する側面も有しています。裁判例には、個人事業者によるクーリングオフを認めたケースもあります。諦めず、ひとまずご相談ください。

2018年10月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

## 愛知商工交流会に参加しよう

10月28日(日)10時から刈谷市産業振興センターで第18回愛知商工交流会が開催されます。

参加すれば、商売を伸ばすヒントや多彩な経験に触れ、自分の商売を見つめ直すキッカケをつかめます。

また、商品紹介・販売、実演・体験ブースや同業種・異業種の交流もできます。参加費と交通費を補助する予定です。ぜひ、参加しましょう。

日時: 10月28日(日)10時~16時

場所: 刈谷市産業振興センター

【記念講演】今を生き抜く商売のヒント

【セミナー】事業計画に役立つSWOT分析

【講師】上品 忍氏(中小企業診断士)

【分科会】・地域経済と自治体施策を考える

・異業種、同業種交流 ・つながる名刺交換会

・物産展、展示、実演コーナーも

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商のホームページはコチラ

